

議案第36号

湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） <u>引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満</p>

了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ及びウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 略

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ及びウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 略

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第 23 条 略

(委任)

第 21 条 略

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。